

# 太田市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

平成 27 年 12 月 11 日版

Q&A 形式にて現時点での太田市の考えを示すものです。

## 1. 制度

**問 1 介護予防・日常生活支援総合事業はどのような計画で実施するのか。**

(答)

予防給付の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市の事業に移行させ、運動教室の実施などを行っていた介護予防事業と合わせて平成 28 年 1 月から介護予防・日常生活支援総合事業として当面の間、事業を実施します。なお、他のサービス（住民主体による取り組みのサービスなど）については生活支援体制整備事業にて検討し、準備ができたものから順次実施していきます。

**問 2 他市に住民登録されている利用者（他市の被保険者）がいる場合、どうすればいいのか。**

(答)

太田市の事業者が他市の被保険者にサービス提供を行う場合、その他市が総合事業を開始していれば、その市のサービスコードを使用して総合事業のサービスを実施し、まだ総合事業が開始されていなければ、従来の介護予防給付のサービスコードを使用し、予防給付のサービスを行います。

## 2. 事業者指定

**問 1 「みなし指定」等の指定の有効期間は平成 30 年 3 月 31 日までということだが、それ以降はどのような手続きになるのか。**

(答)

みなし指定を受けた事業所等について、平成 30 年 4 月以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。（申請手続きについては、追ってご案内する予定です。）

太田市以外の市町村の被保険者が利用している場合には、その市町村の指定更新も必要となります。

**問2 太田市外に所在する事業所で、太田市の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合、どのような手続きが必要になるのか。**

(答)

みなし指定の事業者については、すべての市町村から指定を受けたものとみなされるため、指定申請は必要ありません。加算についても同様に届出は必要ありません。

みなし指定以外の事業者については、本市へ指定申請と加算を算定している場合には処遇改善加算の届出及び体制等状況一覧表の提出を行う必要があります。詳しい提出書類等については太田市HPを参照してください。なお、市内の事業者についても上記取扱いは同様となることに留意してください。

**問3 第一号通所介護事業を行う場合、申請窓口は長寿あんしん課か。**

(答)

指定申請は長寿あんしん課に申請を行います。ただし、平成27年3月31日以前に介護予防通所事業所を開設している事業所の場合はみなし指定の適用を受けるため、指定申請は必要ありません。詳しい手続きの内容については、2. 事業所指定 問2の内容を参照してください。

※介護予防訪問介護相当サービス（介護予防訪問介護）の事業所についても同様となります。

**問4 第一号通所事業は本体から分離して、隣接地の建物に移動させて、移動先の運営時間外に実施することは可能か。また、サテライトとして、第一号通所事業施設を増やすことは可能か。同じ敷地内または市内、市外を含めて教えていただきたい。**

(答)

太田市では当面の間、現行相当の介護予防通所介護相当サービスのみを実施する予定のため、総合事業のみの分離は現在のところ考えておりません。なお、サテライトについても、同様に指定介護予防通所介護事業所として事前に都道府県等から指定を受けた上でご相談ください。

## 2. 運営

問1 要支援の方を第一号通所介護事業（通所型サービス A）にて受け入れ、当施設内において今までのように一体的に行おうと考えているが、これは可能か？

（答）

太田市では、第一号通所事業では現行相当のサービスのみを行うため、通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）は現時点では行いません。現行相当のサービスであれば、貴見のとおりサービス提供を一体的に行って構わないと考えます。

問2 当施設は介護と予防の一体型の通所介護事業所になり、合算して定員としていたが、総合事業移行後の取扱いは如何に。

（答）

現行相当のサービスのみであるため、定員の考え方は従来通り、介護給付と予防給付の一体型の場合と同様です。

## 3. 定款・契約書等

問1 事業の目的として定款へ位置付ける際には事業名としてどのように記載するのが適切か。

（答）

介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことが適切であると考えます。

【例】「介護保険法に基づく第一号事業」

なお、定款変更について、所管官庁の許認可が必要な場合は、必ず所管官庁へその変更をご相談ください。（株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所管官庁はありません。）

問2 太田市所管の社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。

（答）

老人福祉法が改正され、「老人居宅介護等事業」の定義には「第一号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第一号通所事業」が含まれるため、この場合、定款の変更の必要はないと考えます。

**問3 新規に小規模通所介護を指定申請する場合の定款の目的はどのようになるのか？介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 又は 介護保険法に基づく日常生活支援総合事業で全ての総合事業が目的として可能か**

(答)

地域密着型通所介護と想定して回答します。地域密着型通所介護については地域密着型サービスとして行われる予定ですので、その場合には介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことが適当であると考えます。

【例】「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」

指定方法などは現段階では未定ですので、分かり次第周知する予定です。

総合事業についても、問1のように介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことで、総合事業（第一号事業）が実施可能になると考えます。

**問4 総合事業になり、運営規程や契約書を変更する必要があるのか。必要な場合、どのような文言を使用するのが適切か。**

(答)

運営規程や契約書については、提供するサービスが変わるため、変更の必要があると考えます。事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

【例】「第一号訪問事業（太田市訪問介護相当サービス）」

「第一号通所事業（太田市通所介護相当サービス）」等

**問5 運営規程は介護とは別に総合事業単独でつくるのか。**

(答)

別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。

**問6 現在、「訪問介護および介護予防訪問介護サービス利用契約書」としているが、その中に「総合事業」も含めた様式として差し支えないか。**

(答)

契約書の内容については、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解の生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業のサービスの内容も併せた契約書様式として差し支えないと考えます。

**問7 介護予防訪問介護を利用している利用者が、太田市訪問介護相当サービスを利用することになった場合、契約書は改めて取り交わす必要があるのか。**

(答)

改めて取り交わすことが適当と考えます。

しかしながら、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、同意書や覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないと考えます。

**問8 制度の変更に伴い、サービス計画書の作成は平成28年1月1日に行うべきか。**

(答)

予防給付を継続する利用者については、平成28年1月1日に改めてサービス計画書を作成する必要はありません。

総合事業としてサービス提供する利用者から順次、サービス計画書を作成する必要があります。

**問9 サービス計画書の作成方法、書式などは現行の介護予防サービスのものを流用し現行の方法で処理してよいか。「事業対象者」など明記する必要があるのか。**

(答)

総合事業移行後にサービスを提供する場合には、サービス計画書の表題は、「介護予防サービス計画書」ではなく、「第一号訪問事業サービス（太田市訪問介護相当サービス）計画書」等に修正し、現行のものを流用して処理してください。

なお、計画書に要支援等の区分が記載されている場合には、新たに「事業対象者」の区分を設けてください。

#### 4. ケアプラン

**問1 要支援認定者で総合事業のサービスに加える形で予防給付（福祉用具貸与、訪問看護等）のサービスが入り、予防給付のサービスの休止や再開が頻繁にあるケースの場合、その都度介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを行き来することとなるのか。その場合の手続きはどのようなになるのか。**

（答）

貴見のとおり。書式については、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのどちらも同内容になるので、単純なサービスの休止等であればプランの軽微な変更として取扱ってください。

なお、その場合初回加算は算定できないことに留意してください。

**問2 ケアマネージャーの予防給付の利用者は0.5人分で定員換算していたが、総合事業の利用者はどのように換算するのか。**

（答）

太田市では現行相当のケアマネジメントAのみのため、予防給付と同様に0.5人として定員換算してください。

**問3 事業対象者が急遽ショートを利用することになった場合はどのようなになるのか。また、請求はどうなるのか。**

（答）

事業対象者が予防給付サービスを利用するためには認定を受ける必要があります。認定申請後、暫定でケアプランを作成します。総合事業におけるケアプランも介護予防支援と同様のものとしていますので、当該ケアプランを元に変更を加え、担当者会議を開き暫定ケアプランを位置付けてください。請求に関しては、要支援見込みの場合、予防給付のサービスであるショートステイを利用するため、現行通り介護予防支援（予防給付）の取扱いに沿って請求してください。介護見込みの場合にも同様に介護給付の扱いに沿って請求してください。

なお、上記のようなケースの場合には事前に担当地区の地域包括支援センターへ連絡してください。

**問4 認定有効期間の開始日が28年1月1日からの要支援者について**

- ①月により、総合事業のみの場合と、予防給付＋総合事業の場合があるようなケース（通常は訪問サービスまたは通所サービスのみで、時々ショートを利用する場合など）
  - ②総合事業のみの利用者が、月途中から用具レンタルすることになったケース、逆に用具レンタルをやめるケース
- などが想定されるが、こういった場合は「介護予防支援費」と「介護予防ケアマネジメント費」のどちらを請求することになるのか？

（答）

総合事業のサービスのみを利用する月は介護予防ケアマネジメント、予防給付と総合事業の両方のサービスを利用する月は介護予防サービス計画（予防給付）となります。そのため、月ごとにサービスの内容に応じて、介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費を選択して請求します。

1日でも予防給付のサービスを利用する場合は、その月は介護予防支援費として請求します。

**5. 事業所請求**

**問1 要支援の方の請求の方法は現行通り国保連に請求すればいいのか。また、総合事業対象者の請求は違う方法となるのか。**

（答）

請求は要支援認定者・事業対象者ともに国保連に行くこととなります。ただし、請求様式については、認定更新後の対象者から順次総合事業用の様式となりますので、国保連ホームページからダウンロードして使用してください。

**問2 加算は現行の要支援と同じなのか。**

（答）

加算は現行の要支援と同様の取扱いとなります。なお、みなし指定事業所の場合は、総合事業移行前と比べて変更が無ければ届出は必要ありません。みなし指定以外の事業所の場合には加算を算定している場合、長寿あんしん課に届出が必要となります。

## 6. その他

**問1 住所地特例者に対する総合事業のサービス提供はどのようになるのか。**

(答)

住所地特例者に対する総合事業については、居住する施設の所在する市町村が行います。したがって、他市町村の被保険者であっても、太田市に施設がある住所地特例者については、太田市の総合事業のサービスを提供します。

**問2 介護サービスの提供にかかる事故に対応するため、損害保険に加入しているが、その保険は適用になるのか。**

(答)

個別の契約内容によりますので、契約している保険会社に確認してください。

**問3 生活保護受給者が総合事業を利用する場合は自己負担か公費負担か。**

(答)

指定事業者によるサービス提供に係る自己負担分については、介護扶助費（公費負担）として給付を行います。